を執行るから、やがて造字を當しもの也、なめて國造と云は、既云し如く、公、國造、縣主、村主、稻置までをいふこと也、國造も伴造も、たゞ造とのみいふべきを、さいひては二種の造のあるなへに、ことのまがへれば、云別べく料に、國事に預れるには國字をそへ、職事に預りて伴雄を率るには伴字をそへいへるもの也、國附子伴附子の謂なるから、詞には久邇乃都古、正毛乃都古といふべきことなり、（すべて如此其國のことをなし、其伴男のことをなせれば、國にも伴にも、意あることなるには、乃字をそへ云ことの例なり、）成務朝廷五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、とみえしもて、其國事に預れるものなるを思へ、既云しごとく、國造、縣主、村主、稻置は、みな職なりしかど、其職は失て姓になれるから、後よりみれば、職ながら加婆禰のごとくなれど、そは深く舊を考思はざるに依り、國造は諸國各地を司りし由を云は、姓氏錄に造姓を負る氏々いと多き中に、杖部、猪名部、奄智、韓、矢田部、茨木、輕部、若櫻部、八木、長谷部、矢田部、積組、大庭、大丘、福當、日置、山田、若江、高野、飛鳥戸、御池、中野、眞野、枌谷、高井、狛、八坂、朝妻、波多、薦豆、和、絲井、二野、豐津、高安、河內、宇奴、日根、取石、原、長倉、小橋、豐村等の四十二氏は、みな地號以て氏とせしにて、上古は各地の造なりしを知れ、太古には大國造國造の二種ありしことにて、大國造は國の宰也、國造は郡の宰なりし也、（國の宰は筑紫國造、出雲國造のたぐひをいへり、郡の宰は鬪鷄國造、伊甚國造のたぐひ也、大國小國のけぢめもきごと思ふべけれど、然ならず、郡邑の宰なる造又村主等にても、勳功あるには造又は公に姓を進め給へれば、郡邑の號を以て氏とせし公姓のいと多く姓氏錄にみえたり、）郡又邑の宰なる國造に對ては、國の宰なる國造は甚大なるなへに、夫には大字を冠せて大國造としもいへりしならむ、是ぞ國造のうちのけぢめなりける、成務朝廷の詔に、國郡立造長とみえしは、こをいはれたる也、こたび國造を公姓の下に序次せしものは、大寶元年夏四月癸丑、遣唐大通事大津國造廣人、賜垂水君姓とみえしに依りて也、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕造（ミヤツコ）

〔古事記上〕天津日子根命者（中略）三枝部造等之祖也

造